入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年８月１日
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長　村越　靖晃
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　４
⑵　購入等件名及び数量
①　Ｘ線撮影装置（検診用）１組
②　デジタル画像処理装置、４型　１組
⑶　納入期日　平成27年２月27日
⑷　納入場所　仕様書のとおり。
⑸　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のうち「Ｄ」以上の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
⑷　薬事法で定める必要な届出を行っている者であること。
⑸　日本国内で調達物品の検査を行うため、日本国内に検査設備及び要員等を確保でき、分任支出負担行為担当官の実施する検査の立会いに応じられる者であること。
⑹　契約担当官等から一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止又は随意契約における業者選定の停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項の示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒114―8565 東京都北区十条台１―５―70
海上自衛隊補給本部管理部契約課契約係
上原　弘光　電話03―3908―5121　内線5657
⑵　入札書の受領期限　平成26年９月24日17時00分
⑶　開札の日時及び場所
①　平成26年９月25日13時30分
②　平成26年９月25日13時45分
海上自衛隊補給本部入札室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望される者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuaki Murakoshi, the Construct Officer, Director of Administration Department, Maritime Materiel Command, Japan Maritime Self Defense Force.
⑵　Classification of the products to be procured : 4
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
①　Mass-screening X-ray equipment 1 set
②　Digital medical image processor, Type 4　1 set
⑷　Delivery period : 27 February 2015
⑸　Delivery place : According to the specification.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade D and over of Sale of Product in the whole country area in terms of the qualifications for participating in tenders of Cabinet Office. (Single qualifications for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
④　prove to have obtained license for selling a medical instrument in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law.
⑤　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Defense.
⑥　Not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Japanese government is continuing state concerned.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00, 24 September 2014
⑻　Time and place for tender :
①　13 : 30　25 September 2014
②　13 : 45　25 September 2014
Tender room, Maritime Materiel Command, Japan Maritime Self Defense Force.
⑼　Contact point for the notice : Hiromitsu Uehara, Contract division, Maritime Materiel Command, Japan Maritime Self Defense Force, 1―5―70 Jujodai, Kita-Ku, Tokyo, 114―8565 Japan, TEL 03―3908―5121 Ext. 5657

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年８月１日
契約責任者
独立行政法人国立印刷局
財務担当理事　木本　聡子
◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　53
⑵　購入等件名及び数量
本局仮移転に伴う引越し作業　一式（電子入札対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期限　平成26年11月10日
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　⑵の件名で総価で入札に付する。
⑺　入札書の記入方法等　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方税法の規定に定められた税率により算出された金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
なお、入札書の金額欄には円までを記載すること。
⑻　電子入札システムの利用　本案件は、入札を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式によることができる。
２　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第６条第１項第１号から第３号までの規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。